

子ども・子育て新システムについて

少子化社会対策会議(第12回)
子ども・子育て新システム検討会議(第4回)
合同会議

資料2

平成24年3月2日

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る。

基本的な考え方(ポイント)

すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

すべての子ども・子育て家庭への支援(子どものための手当、地域子育て支援など)

幼保一体化(こども園(仮称)の創設など)

- ・ 給付システムの一体化(こども園(仮称)の創設)
- ・ 施設の一体化(総合こども園(仮称)の創設)

新たな一元的システムの構築

基礎自治体(市町村)が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

社会全体による費用負担

- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

子ども・子育て会議(仮称)の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議(仮称)を設置

こども園(仮称)とは指定を受けた総合こども園(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称

給付・事業

子ども・子育て支援給付(仮称)

- ・ 子どものための手当
- ・ こども園給付(仮称) = 総合こども園(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設
- ・ 地域型保育給付(仮称) = 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育

子ども・子育て支援事業(仮称)

- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
- ・ 延長保育、病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ・妊婦健診 等

法案作成作業を急ぎ、税制抜本改革とともに今国会への法案提出を行うものとする。

税・社会保障一体改革のうち、子育て支援の分野では、保育への参入基準を、これまでの認可制から指定制に移行させ、公費で支援する施設などの数を抜本的に増やします。また、延長保育、病児・病後児保育なども拡大し、様々なニーズに対応します。

現行

保育所は認可制、保育の必要性の判断も市町村に委ねられており、保育の量が増えにくい制度。
 保育は保育所が主体。
 財源不足により保育の量の拡大に支障。

新制度

(「子ども・子育て新システム」)

保育への参入は指定制。
 保育の必要性の認定も全国統一の客観基準で行う。
 保育所・幼稚園・認定こども園から移行した総合こども園のほか、小規模保育、家庭的保育(保育ママ)など、選択肢を増やす。延長保育や病児・病後児保育も拡大。
 量の拡大や充実のために十分な財源確保
 地域の子育て支援の充実

当面、2014年度までに
 3歳未満児の保育所等 75万人 102万人(3歳未満児の35% 2017年までに44%)
 延長保育等 79万人 96万人
 放課後児童クラブ 81万人 111万人

誰もが安心して子どもを産み育てられる社会を実現
 女性の社会進出を促進
 少子化問題を改善し、今後の経済成長につなげる

